

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

経済成長の果実を有効に活用し、21世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で構築していく。そのため、社会保障制度の総合的改革、再チャレンジ支援、政府・与党で取りまとめた総合的な少子化対策、さらには個人や地域の生活におけるリスクへの対処と豊かな生活に向けた環境整備などの施策を推進するとともに、PDCAサイクルを厳格に実施し、安全・安心を一層強固にすると同時に、柔軟で多様な社会を実現するよう取組を進める。

1. 社会保障制度の総合的改革

(社会保障の一体的見直し)

- ・ 少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するためには、給付と負担両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとすることが必要である。このため、「社会保障の在り方に関する懇談会」の取りまとめ³⁰も踏まえ、個々の制度やその一部のみならず、税・財政なども視野に入れて、自助・共助・公助や税・保険料の役割分担、世代間・世代内の公平性等に留意しつつ、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しを推進する。
- ・ 社会保障の給付については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう不断の見直しを行う。また、社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。
- ・ 社会保障分野のIT化については、「IT新改革戦略」により設定された目標の達成に向け、PDCAサイクルを着実に実施する。
- ・ 社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。また、社会保障個人会計(仮称)について、個々人に対する給付と負担についての情報提供を通じ、制度を国民にとって分かりやすいものとする観点から、検討を行う。

(医療)

- ・ 医療制度改革の着実な実施に努め、小児科・産科等の診療科や地域における医師の確保・偏在への対応、夜間・救急医療体制の整備、看護職員の確保やその養成の在り方の検討等医療提供体制の整備を進める。また、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、生活習慣病対策、長期入院のは正等、実効性のある医療費適正化方策を国、都道府県及び保険者が共同して計画的に推進する。

³⁰ 「今後の社会保障の在り方について」(平成18年5月26日)

- ・ 医療サービスの標準化、レセプト完全オンライン化等総合的なIT化の推進、患者特性に応じた包括化・定額払いの拡大等新たな診療報酬体系の開発、保険者機能の強化、終末期医療の在り方の検討など、医療サービスの質の向上と効率化を推進する。
- ・ 「健康フロンティア戦略」やライフサイエンス研究の一層の推進を図る。「がん対策基本法」³¹に基づき、がん対策推進基本計画を作成し、がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進、専門医等の育成、医療の均てん化、研究等を推進する。また、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化、市販後安全対策の充実、後発医薬品市場の育成を図る。

(年金)

- ・ 基礎年金国庫負担割合については、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を確保しつつ、「平成16年改正法」³²に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度までに2分の1に引き上げるものとする。また、被用者年金制度の一元化については、「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」³³に基づき、推進する。

(介護その他)

- ・ 介護保険制度改革を円滑に実施する観点から、介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、総合的な認知症対策の確立等を図る。
- ・ 診断・療育手法の確立や地域支援体制の整備など発達障害児・者に対する専門的な支援を推進する。

(社会保険庁改革)

- ・ 年金制度等の運営主体や事業実施に対する国民の信頼を確保する観点から、社会保険庁の徹底した改革を断行し、内部統制の強化、制度の適用の厳格化、保険料収納対策の強化など、法令に基づく適切な事業執行体制を確立するとともに、事業運営の一層の効率化を図る。

2. 再チャレンジ支援

国民一人一人がその能力や持ち味を十分發揮し、努力が報われる公正な社会を実現していくため、「勝ち組、負け組」を固定させない、人生の各段階で多様な選択肢が用

³¹ 「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)

³² 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)

³³ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」(平成18年4月28日閣議決定)

意されている仕組みを構築すべく、以下をはじめとする、「再チャレンジ可能な仕組みの構築」³⁴に盛り込まれた施策を推進する。あわせて、「人財立国」に向けた取組を進める。

(1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築

(働き方の複線化)

- ・ 新卒者以外に広く門戸を拡げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。
- ・ 有期労働契約を巡るルールの明確化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡待遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡待遇を目指す。

(学び方の複線化)

- ・ 大学等における実践的な教育コースの開設等の支援、再就職等に資する学習機会を提供する仕組みの構築等、社会人の学び直しを可能とする取組を進める。

(暮らし方の複線化)

- ・ 団塊世代・若者等の農林漁業への就業支援、人材誘致・移住促進等の地域における人材の受け入れ体制の整備等、U・Iターンを支援する。
- ・ 地域再生・構造改革特区による府省連携の施策群の策定、住民、企業等が行政と協働するための場の設置等、地域の創意・工夫による取組を支援する。

(2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援)

- ・ 経営者の資質や事業の見込み等に基づく政府系金融機関の融資等の枠組みの創設、政府系金融機関による融資における第三者保証人の非徴求の徹底・拡大等、新設の再チャレンジプランナーの相談・助言等により、事業に失敗した人、リストラ等で退職した人を支援する。
- ・ 各府省による障害者の受入実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワーク構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。
- ・ 貸金業制度等の在り方についての必要な施策実現に向けた対応を行う等、多重債務の防止・救済に取り組む。また、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財

³⁴ 「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）」（平成18年5月30日）

- 産の返還による損害回復等の枠組みを検討し、平成19年末を目途に結論を得る。
- 刑務所等の施設退所者等の自立更生を促進するため、センター機能を有する就労支援体制を設け、よりマッチング度の高い就労斡旋等を行う。

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

- 「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。
- 放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、母子家庭の養育費確保の取組、施設等の子どもの就職時の不利を防ぐ仕組みの整備等、子どもを支援する。
- 「女性の再チャレンジ支援プラン」³⁵を推進・強化し、身近な場や家庭での学習支援等、女性を支援する。
- 退職教員、研究者、海外勤務経験者等の小学校等への配置・派遣等、介護や育児等の分野の簡易資格制度（サポートー）の創設等、高齢者・団塊世代を支援する。

3. 総合的な少子化対策の推進

昨年、我が国では、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率も1.25と過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題である。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、生命を次代に伝えはぐくむことや家族の重要性の再認識を促し、また、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、「新しい少子化対策について」³⁶に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である。

具体的には、次の施策を推進する。

- (1) 次の考え方を踏まえ、「子ども・子育て応援プラン」³⁷の着実な推進にあわせ、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する。
- ① 子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。
 - ② すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。
 - ③ 仕事と子育ての両立支援の推進や男性を含めた働き方の見直しを図る。
 - ④ 出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講ず

³⁵ 「女性の再チャレンジ支援プラン」（平成17年12月26日）

³⁶ 「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日）

³⁷ 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日）

る。

- ⑤ 子どもの安全確保や出産・子育て期の医療ニーズに対応する体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。
- (2) 社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を展開する。少子化対策は国的基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

4. 生活におけるリスクへの対処

我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。また、国民生活に看過しがたい不安を与えていたり犯罪や痛ましい事件が続発しているとともに、企業における倫理観の欠如や安全管理意識の後退を思わせるような出来事も相次いでいる。

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。

このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。また、犯罪の国際化に対処しつつ、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を強力に推進する。加えて、ITの活用、安全に資する科学技術の総合的な推進、高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー社会の実現、公共交通の安全対策の徹底及び住まいや食の安全の確保に向けた取組等を進める。さらに、温暖化防止対策など、持続可能な社会の実現に向けて地球環境の保全等に取り組む。

(災害対策)

- ・ 大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」³⁸及び「首都直下地震の地震防災戦略」³⁹等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推

³⁸ 「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月27日)

³⁹ 「首都直下地震の地震防災戦略」(平成18年4月21日)

進する。

- ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。
- ・衛星による測位・災害監視技術等を活用したハザードマップの作成や防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団、水防団の充実強化を図る。また、救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

(治安対策、犯罪被害者施策等)

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」⁴⁰及び「テロの未然防止に関する行動計画」⁴¹等を着実に実施する。
- ・子どもを取り巻く環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るために、「犯罪から子どもを守るための対策」⁴²や「子ども安全・安心加速化プラン」⁴³に基づき、学校や登下校時の安全の確保、通学路等の整備、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。
- ・テロ、組織犯罪等の資金源を遮断し、その犯罪収益の流通を防止するため、資金洗浄が疑われる取引に関する情報集約等のための組織の整備、情報届出事業者の対象業種の拡大等を目指した法律案の次期通常国会への提出等の取組を進める。
- ・国民の誰もが犯罪の被害者等となり得る現実を受け、「犯罪被害者等基本計画」⁴⁴に基づき、被害者等の視点に立った損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備等に向けた取組を進める。
- ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、日本司法支援センターを中心とする総合法律支援の実施、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続の利用の促進等の司法制度改革に引き続き取り組む。

(国際的な取組、テロ対策等)

- ・グローバル化の進展等に伴い、安全で安心できる国際的に共生した社会の構築に向けた取組がますます重要となる中、テロの未然防止等を図るため、衛星等を活用したインテリジェンス機能の強化を含め、情報収集・分析、重要施設・公共交通機関の警戒警備等を徹底するとともに、国内外における国民保護の体制整備、

⁴⁰ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

⁴¹ 「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日)

⁴² 「犯罪から子どもを守るための対策」(平成17年12月20日)

⁴³ 「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月20日)

⁴⁴ 「犯罪被害者等基本計画」(平成17年12月27日閣議決定)

外国人に対する出入国審査時の生体認証技術の活用等を進める。

- ・防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」⁴⁵等に基づき効率的な体制の整備に取り組む。
- ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」⁴⁶を踏まえ、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる一方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画」⁴⁷については、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

(安全性・信頼の再構築)

- ・耐震強度の偽装問題について、建築物の安全性に対する国民の期待と信頼にこだえるため、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施するとともに、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講ずる。
- ・ヒューマンエラー等に起因する事故やトラブルが続発している状況にかんがみ、鉄道・航空等の公共交通の安全性の向上を図るため、事業者の安全管理体制の確立、事業運営における安全意識の徹底等、輸送事故の防止対策を強化する。このような取組を含め、歩道の整備など人優先の交通安全思想に立った「第8次交通安全基本計画」⁴⁸を推進する。その際、ITS⁴⁹による安全運転支援等の取組を進める。
- ・国民への食料の安定供給を確保するため、農地・農業用水等の食料供給力の維持・向上を図る。また、環境保全型農業を推進する。
- ・科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、BSE、鳥インフルエンザへの対策、食品表示基準の見直し等を進める。また、「食育推進基本計画」⁵⁰に基づき、「日本型食生活」⁵¹の実践など、国民運動として食育を推進する。
- ・新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症といった国民の生命・健康を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対応する。
- ・個人情報等の流出防止やサイバー攻撃への対応等のため、政府機関の統一的な対

⁴⁵ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

⁴⁶ 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)

⁴⁷ 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)

⁴⁸ 「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日)

⁴⁹ ITS(Intelligent Transport Systems)：高度道路交通システム

⁵⁰ 「食育推進基本計画」(平成18年3月31日)

⁵¹ 「日本型食生活」：日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活

策強化や緊急対応能力の強化（G S O C⁵²の稼動）等、官民の情報セキュリティ対策の体制構築・底上げを重点とした「セキュア・ジャパン 2006」⁵³の取組を推進する。

- ・ 国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組む。
- ・ 耐震安全性の確保など、原子力の安全に関する取組を進める。

(地球環境の保全・循環型社会の構築)

- ・ 京都議定書の約束期間開始を 2008 年に控え、省エネ・新エネ対策、原子力の推進等による温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等の取組を加速するとともに、京都メカニズムによるクレジットの取得を進め、また、その適切な管理のための仕組みを平成 18 年度中に構築する。今後、「京都議定書目標達成計画」⁵⁴の実現を図るとともに、長期的な温室効果ガス排出削減に向けたリーダーシップを発揮する。不法投棄対策を含む循環型社会の構築、違法伐採対策等に取り組むとともに、「緑の雇用」も活用しつつ、自然環境の保全等により自然との共生を進める。
- ・ 環境と経済の両立を図るため、金融面からの環境配慮を進めるとともに、環境技術の開発、3 R イニシアティブやアジア環境行動パートナーシップ構想による優れた技術・制度の国際的な普及と標準化等に向けた取組を進める。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかした国民運動等を推進する。

(大陸棚調査)

- ・ 海洋政策の推進に当たっては、政府一体となった取組が必要である。大陸棚調査については、大陸棚の限界に関する情報の提出期限である 2009 年に向けて、海域における調査を引き続き着実に推進するとともに、大陸棚の限界に関する委員会に提出する情報の作成等に的確に取り組む。

5. 豊かな生活に向けた環境整備

- ・ 豊かで活力ある社会の形成に向けた人材育成のため、幼稚園・保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。
- ・ 他者への思いやりや命を大切にする教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、

⁵² G S O C (Government Security Operation Coordination team) : 政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事業対策促進機能

⁵³ 「セキュア・ジャパン 2006」(平成 18 年 6 月 15 日)

⁵⁴ 「京都議定書目標達成計画」(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)

学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレる」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。

- ・ 文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校、地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。
- ・ スポーツについても、地域における住民のスポーツ活動拠点の充実などの生涯スポーツ社会の実現や、ナショナルレベルのトレーニング強化拠点の整備・充実などの国際競技力の向上を図る。また、学校や地域において子どもが体を動かす機会を確保・充実する方策を取り組む。
- ・ ニートと呼ばれる若者の職業的自立を推進するため、地域の相談体制の充実、学び直しの機会の提供等により、各人の状況に応じた包括的な支援の強化を図る。